

令和8年第2回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和8年1月21日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 2階 庁議室
開 会	日 時	令和8年1月21日 午前10時00分
閉 会	日 時	令和8年1月21日 午前10時20分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		森 脇 直 美
		長谷川 博 一
欠 席 委 員		成 澤 幸 恵
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善
委 員	委 員	森 脇 直 美
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 藏 光 貴 弘 生涯学習課長 車 塚 洋 給食センター所長 小 池 裕 子 厚岸情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報告)	
	報告第1号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議案)	
	議案第3号	令和8年度学校給食費の額について(諮問)【原案可決】
7		閉会

令和8年第2回厚岸町教育委員会

令和8年1月21日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和8年第2回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の
会期を本日、1月21日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日1月21日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和7年12月23日に開会した第16回教育委員会の会議録の
承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定によ
り、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第1号「教育長の報告すべき事項につい
て」を議題といたします。

●教育長 職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●生涯学課 ただ今上程いただきました、報告第1号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧願います。

教育長の報告すべき事項として令和8年第1回厚岸町教育委員会書面議決の結果について、次のとおりご報告いたします。

次ページ、別紙「令和8年第1回厚岸町教育委員会書面議決の結果について」をご覧ください。

今回の書面開催につきましては、令和8年厚岸町議会第1回臨時会へ議案を提出するにあたり、教育委員会会議を招集する暇がないことから、去る、令和8年1月13日の書面開催、そして、これに伴う書面表決をもって、教育委員会の議決に代えさせていただくこととなりました。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙なところ急な書面での開催となりましたこと、大変申し訳ございませんでした。

書面表決者は、記載のとおりとなっており、教育長並びに各委員、合計5名で、付議案件につきましては、議案第1号「令和7年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」であります。

今回、教育費での歳入における補正予算はなく、生涯学習課所管の歳出における補正予算のみとなっております。

現在の予算額、4億8,406万1千円から、今回、補正額733万2千円を計上し、補正後の教育費の予算額は4億9,139万3千円となります。

補正予算の内容についてではありますが、事業名、厚岸情

●生涯学課 報館において、256万6千円の増額。

長 こちらは、情報館施設内に高圧電力を引き込んでいる高圧ケーブルが損傷し、電力を供給できなくなったことから、この高圧ケーブルを交換するまでの期間、応急処置として発電機を設置することとなったことに対する経費の増額であります。

 また、事業名 情報館整備事業において、183万7千円の増額。

 こちらは、先ほどご説明いたしました、施設内に引き込んでいる高圧ケーブルの損傷に伴うケーブル取替工事費の増額であります。

 事業名、スポーツ振興において、292万9千円の増額。

 こちらは、この度、イタリアで開催される、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックの日本代表として選考された、当町の真龍中学校出身の佐藤綾乃選手を応援するための消耗品や屋外用看板の印刷代。また、佐藤選手を応援する会が実施する応援グッズの作成や、パブリックビューイングや凱旋パレード等の開催などに対する補助金の増額であります。

 議案に対する表決の結果についてであります。全数の賛成を得ることができ、原案のとおり、可決、承認されましたので、ご報告申し上げます。

 以上、簡単な説明であります。報告第1号の報告とさせていただきます。

 ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長 内容は「教育長の報告すべき事項について」であります。これから質疑を行います。

●教育長 (ありません。の声)

●教育長 なければ、これで報告第1号を終わります。

(異議なし。の声)

●教育長 次に、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。

職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

教育長の報告すべき事項として、令和8年第1回厚岸町教育委員会書面議決の結果について、次のとおりご報告いたします。

4ページ、別紙「令和8年第1回厚岸町教育委員会書面議決の結果について」をご覧ください。

今回の書面開催につきましては、令和8年1月13日に施行する厚岸町立小学校・中学校通学区域規則に規定する様式変更に伴い、教育委員会会議を招集する暇がないことから、去る、令和8年1月13日の書面開催、そして、それに伴う書面表決をもって教育委員会の議決に代えさせていただくこととなりました。

●**管理課長** 書面表決者は、記載のとおりとなっており、教育長並びに各委員、合計5名で、付議案件につきましては、議案第2号「厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」でありました。

厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則については、厚岸町における小学校・中学校の通学区域制度を確立し、義務教育の機会均等及び通学の適正を図ることを目的としており、通学区域は、地域の状態や交通状況等を考慮して定めております。

議案内容は、令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、厚岸町においても、令和8年1月13日に同法に準じた総合情報システムを稼働することになり、厚岸町立小学校・中学校通学区域規則に定められた別記第1号から第4号様式について、標準化様式に改正を行ったものであります。

議案に対する表決の結果についてであります。全数の賛成を得ることができ、原案のとおり、可決・承認されましたので、ご報告申し上げます。

以上、簡単ではありますが、報告第2号の報告とさせていただきます。

●**教育長** 内容は「教育長の報告すべき事項について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●**教育長** なければ、これで報告第2号を終わります。

●**教育長** 次に、日程第6、議案第3号「令和8年度学校給食費の額について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●**管理課長** ただ今上程いただきました、議案第3号、「令和8年度学校給食費の額について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

議案書5ページ及び別にお配りしております議案第3号説明資料を併せてご覧願います。

学校給食費の額につきましては、厚岸町学校給食センター管理条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、厚岸町学校給食センター運営委員会に諮問し、その答申を経て、教育委員会が決定することとしています。

今後の流れといたしましては、本議案議決後、直ちに厚岸町学校給食センター運営委員会に諮問し、2月6日に開催予定の同運営委員会でご協議をいただき、答申の後、次回の厚岸町教育委員会に「令和8年度学校給食費の額の決定について」の議案を上程いたしたいと考えております。

令和7年度の給食費の額は、小学校295円、中学校354円としたところではありますが、令和7年度中においても、物価高騰が続いておりますが、学校給食センター運営委員会でも昨今の状況等をお伝えさせていただき、答申をいただききようお願ひしたいと思ひます。

なお、給食費につきましては、令和元年度から町の助成金により保護者負担分を無償としており、各家庭への影響はないものと推測してひます。

以上、簡単な説明ではありまするが、ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、お願ひ申し上げます。

●**教育長** 内容は「令和8年度学校給食費の額について」であります。これから質疑を行います。

●**田辺委員** いいですか。小学校の方、現行で295円というと、1ヶ月あたり、6,000円超える額になると思います。計算するとだいたい。というのはね。今度の選挙でどうなるかわからないけど、一応、国のほうの方針として、今年の4月から公立小学校の児童、一月当たり5,200円を、この額を、これを示しながら無償化に踏み切るという話が出ているんですけど、そういう見込みということなんですけれど。

そうすると、もうすでにこの額が国から出ている金額を上回っているという状態なのかなと思いますし、これは補助金制度が正式に決まったとしても、町のほうで決まった額がそれを上回っていれば、その財源は、そこに補填されるということで、5,200円に縛られることはないということによいのか。

●**管理課長** お答えいたします。国のほうで昨年度末に閣議決定がされた内容でございますけれども、小学校の児童一人あたり、1ヶ月5,200円を、これは基準額として、その11ヶ月分でありますので、5万7,200円ですね。小学生で。これについて基準額として、町のほうに、町の負担って言いますか、保護者の負担がなくなる訳ですけども、それを5万7,200円の2分の1を国、2分の1を道が負担するという内容でございます。

国の交付金になりますが、一度北海道に入りまして、それが厚岸町に流れてくるということでございます。当然、

●管理課長 この年間5万7,200円ですけれども、令和7年ベースで言いますと、小学校が295円。年間196日でございますので、だいたい5万7,820円でございます。

ただ、それ以上になることが想定されますので、その差額については、町の負担というようになります。中学校は丸々町の負担ということですので、かかった分が、国や道から来るのではなくて、こういった基準額があつて、ということになります。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第2回教育委員会を閉会します。